

## 平成 28 年度第 2 回社会福祉審議会 議事録要旨

日 時	平成 29 年 2 月 21 日（火）午後 2 時から午後 4 時まで
場 所	東大阪市役所 18 階 大会議室
出席者	<p>（委員長）関川委員長  （委員）稲森委員、井上委員、江浦委員、小野委員、勝山委員、岸本委員、小阿弥委員、芝開委員、津森委員、中川委員、永見委員、西島委員、福永委員、藤並委員、松浦委員、松本委員、三星委員、森田委員、山下委員、山田委員、吉田委員  以上 22 名</p> <p>（事務局）立花副市長、平田福祉部長、西田健康部長、清水学校教育部長、安永社会教育部長、植田福祉部次長、久保田生活福祉室長、太田障害者支援室長、高橋高齢介護室長、川西子どもすこやか部次長、山本健康部次長、大辻教育企画室長、北野学校教育推進室長、泉青少年スポーツ室長、赤穂福祉企画課長、井坂臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金支給課長、松本生活福祉室次長、小櫻障害者支援室次長、大東障害者支援室次長、巽高齢介護課長、福永地域包括ケア推進課長、大西介護保険料課長、早崎給付管理課長、米澤介護認定課長、菊地子ども家庭課長、大川施設指導課長、山本健康づくり課長、小永吉母子保健・感染症課長、福祉企画課 島崎総括主幹、石田主任、入江係員、高齢介護課 片岡総括主幹、力谷社会福祉協議会次長</p>
議 題	<p>1. 福祉行政にかかる施策報告  （1）障害者差別解消法について  （2）東大阪市立障害児者支援センターの開設について  （3）介護予防・日常生活支援総合事業について  （4）子どもの貧困対策について</p> <p>2. その他  児童福祉施設の整備について</p>
議事要旨	<p>○司会  開会のことば</p> <p>○副市長  開会のあいさつ</p> <p>○司会  ・新委員の紹介</p> <p>○委員長あいさつ</p> <p>○事務局  障害者差別解消法について説明  東大阪市立障害児者支援センターについて説明</p> <p>（委員長）  障害児者支援センターについて、事務局からの説明を踏まえ、運営する立場、また専門家としての立場から補足の説明などあるか。</p>

(委員)

35年前に療育センターが開所になったが、東大阪市の場合はできるだけ地域で支えていこうという理念があり、通園の部分、相談機能の部分、医療の部分の3つの部門が連携しながら、障害のある方が地域で生活できるように支えていくことで、今日まで続いてきていると聞いている。今回、新しく支援センターを開設するにあたり、その理念を踏襲しながら、さらには発展させていく責任と義務があると思っている。

(委員長)

福祉児童発達支援センターと医療児童発達支援センターそれぞれあると思うが、強みの部分あるいは積極的にPRできるような機能等、どんな特徴があるのか。

(委員)

自立支援法や児童福祉法の改正に始まっているが、療育施設は児童発達支援センターというように名称が変わった。大きく分けると福祉型・医療型という形にはしているが、本当にそういう変更の仕方が良かったのかどうかということも含めて検証をする時期を迎えているのではないか。医療型というのはあくまで、福祉型児童発達支援センターに診療機能、医療機能をつけたものだとして認識しているが、国の指針は少し違っていた。今回の新施設は2つに分かれてはいるが、当初の児童発達支援センター構想時の、福祉型に医療機能をつけて支援していこうという構想が、実現出来るような形になっているのではないのかなと思っている。

(委員)

障害者差別解消法について、協議会で扱った申立案件が7件あったと聞いているが、解決にまでは至らないという報告を伺った。具体的な中身と、なぜ解決に至らなかったのかを教えてほしい。

(事務局)

相談内容は、踏切内で車イスが溝にはまる可能性があるというものや、公園内にユニバーサルシートを設置してほしいというもの、駅のホームに障害者用の乗降口の表示をしてほしいといった相談内容だった。いずれも話を聞いていただけのだけで良いというもので、実際に事業者との相談対応までは至らなかった。

(委員長)

差別的取り扱いが1件あり、それは解決出来たのか。

(事務局)

これについては、作業所を辞めろというような発言があったという相談だった。その後、事業所へ行き差別的取り扱いについての説明を行った。

(委員長)

その方は辞めさせられたのか。それともそのような説明をしたことで、

こうしたことは差別にあたるから辞めさせることは出来ないんだということで、引き続きその作業所で就労継続できているのか。

(事務局)

引き続き作業所に通所している。

(委員)

事業者は法を認知してもらって解決してもらいたいと思うが、まだこの話が普及していない。事業者は、バリアフリーのガイドライン等の基準ガイドラインを満たしておれば良いと間違えている人がいる。法律の仕組みは、当事者の申立てによって、1つ1つがケースであり、ガイドラインや基準を上まわっても解決の方向に向かいなさいというもの。ただ、不当に費用がかかり過ぎたりするとそれはまた、議論がいるところ。そこまで何とかもっていききたい。

(委員長)

大阪府が差別解消法を受けて28年4月に差別解消法についての条例を制定しており、解決の体制整備に関する条例をつくっている。そこで設置したのが広域支援相談員。この仕組みの中で自治体・市町村から大阪府に申立てがあった相談事例は、直接大阪府に相談があったものも含めると1年で80件ほど。委員が発言した民間事業者に対する合理的配慮は努力義務になっている。合理的配慮は企業に命ずることはできない。その前段階で広域支援相談員との関係の中で、企業と話し合いをして改善を促し、望まれる合理的配慮を提供出来ないかという風に話し合っていくことになる。その役割をするのは東大阪市の場合、障害者支援室になる。

民間企業である交通機関の方々にも協力してもらい、望まれる合理的配慮を提供していく話し合いの場は、どういうものが考えられるか。

(委員)

軽微なもの、認識が足りなかった問題については、こちらからの姿勢で解決できると思う。しかし、解決に費用を要するもの、また技術的に困難なものについては、そのように言われるとそこで終わり、そこが一番心配で、委員長の言うとおりに、しっかりとした議論をするシステム自体がこれで十分なのかも検証していく必要がある。

(委員長)

大阪府の差別解消協議会では、今回のように鉄道関係で合理的配慮が関係するような差別的取り扱い事例が出てきた場合は、コストの問題と技術の問題について合議体で判断がつくのが一番悩ましい。専門家にも入ってもらい助言してもらおうが、現段階では努力義務なので。

(委員長)

話し合う場が今までなかったから、それが、東大阪市であったり、大阪府であったり、話し合う場に出て来て説明できる場ができたということが大きな進歩なのかなというふうに思う。合わせて大阪府と協力しながら解

消あるいは、何が差別的取り扱いで合理的配慮が望ましいのか、合理的配慮とは何なのかということと一緒に検討させていただければ幸いである。

(委員)

現代の公共交通をはじめとする交通機関は、民間の場合、努力義務とはいえ、その努力義務をせよという決定が下されることは、大変不名誉なことであるという認識はある。

(委員長)

誠実に説明いただけるのではないかと。

(委員)

民間という性格上、命令を出しても実質的に現在、その場ですぐ改善しなければならない仕組みはありませんから法的に難しいということもあります。業界にも注意して全国的に説明しているという。努力義務だからやらなくていいという解釈は全く違う。

(委員長)

事務局もあまり及び腰にならずに努力義務だといってもやはり理念から考えて強くお願いできる立場にあるということに対応していただければ。解消していく社会的責任は大企業として非常に大きいものがあるということをつかっていたらいい。

(委員)

プール棟というのは常設になるのか。どれぐらいのスペースになるのか。

(事務局)

常設で、温水機能も備えている。大きさは約8メートル×10メートルぐらい。リハビリ専用となっています。深さが1メートルぐらいある、リハビリ専用の設備。

(委員)

泳いだりするのはなく身障の方のリハビリ用ということか。

(事務局)

主には身障の方用に使う予定。

(委員)

地域との連携というところで、保育所、認定こども園を運営する側からすれば、110名の定員に増えてはいるが、そこも連携をしながら地域で預かる保育所、認定こども園としてもできればなど。ここ1、2年療育センターからの入所児童が少し減っているのかなど、定例会で、市立保育会の方でご意見がございましたのでここで発言をしました。

(委員)

障害者差別解消法の相談窓口で、事務局の説明が、相談だけでいいと説明があり、踏切内の車イス、公園内のトイレについてはそれで終わっていますという話だが、今回はそれでいい相談案件だったのかもしれないが、当事者が相談だけでいいと言っても、内容によっては、相談だけでとどめておいてはいけないような、調整会議等にかけての方がいいようなものを具体的に進めていかなければならない場合には、調整会議等につないでいくという判断でよいのか。

(事務局)

法律上では意思の表明があった場合となる。相談があった場合は対応をさせていただいて、調整会議のほうにというようなご説明もさせていただくんですけども、障害当事者の方については話を聞いていただくだけでいいというようなことが多々あります。これからは調整会議ができるようこちらからもご理解ご説明を進めていきたい。

(委員)

現在の法の枠内ではしなくていいことなのかもしれないが、例えば後発的に相談を受けた時につないでいく必要がある場合、そういうシステムにしていくことが今後可能であれば、非常に実用性の高いものになるのではないかと思う。これはあくまでも意見である。

(委員長)

案件によっては調整会議にかけても、差別解消支援、地域協議会にかけても解決しなければならない案件。考えるだけでも意味のあるものになるのではないか。ご本人の考えがやはり大事だとは思いますが、エンバロメント（環境と）して、そういうふうに解決して下さいといわれる場合もあるので、ご本人がそれで結構です。と言われても、分かりましたということで、終わることのないように、少し丁寧な対応をしていただくことも大事だと思う。

(委員)

障害児者支援センターについて期待している。中でも相談支援センターと診療部門というところで他の事業所にはない部分。障害の方で、医療と福祉の連携というのが課題になっている部分であり、また障害者の高齢化というところで医療の必要性が増えているということもあり、色々と力になればと考えている。

(委員長)

保育園の障害児者施設の連携をしながら地域の障害のある子どもたちを支えていけたらと思う。高度な社会資源を整備するから、よりよい運営を考えていければと思う。この4月から実施される日常生活支援総合事業について。これも高齢者の方々からすると、今まで使えていたサービスが使えなくなるのではないかという不安もあるようだ。

(委員)

生活支援コーディネーターについてはどういうスキルを持っているのか。昨年の10月から配置されて期間は経っていないと思うが、コーディネーターが配置される前と後でどのような変化があったのか。

(事務局)

生活支援コーディネーターを昨年の10月から、地域包括支援センターに1名増員。資格要件は、保健士、社会福祉士、主任介護支援専門員、いずれかの職種の者を配置するようにしている。活動内容は、高齢者の総合相談窓口、地域の介護予防のグループ活動支援、介護予防教室といった地域とのかかわりを持っている。民生委員の方とも連携強化を進めながら、各中学校単位の地域、医療、介護の代表の方がご参画いただく会議の設置も進めながら連携を深めている。

総合事業の担い手の養成研修は市の方で実施している。

(委員)

支援センターの増設のところ、現場の方では足りていない。19から22になったと思う。なぜ大きくしたのか、今までの経過が知りたい。

(事務局)

地域包括支援センターの拡充に関して、厚生労働省の方から担当エリアとしておおよそ中学校区に1つということでセンター設置について示されている。その当時中学校区としては26校区あったが、そこにセンター数を合わせるとなると19から26なので7センター増設だが、中学校区によって高齢者数にばらつきがあり、特に西地区については高齢者数が少ない中学校区がいくつかある。そういったところは2中学校区に1センターで対応できるという積算をし、3センターでおおよそ1センター、普通の規模の中学校区であれば担当できるというところで拡充を進めた。

(委員)

高齢者の数も勘定に入っているということか。校区にしたら、盾津は千名。そのあたりはどうか。

(事務局)

盾津校区につきましては、中学校区の中では1番高齢者が多かったと思う。現状では1センターで担当している。高齢者数に応じて相談、支援についてはたくさん必要になって、高齢者数の多い地域包括支援センターにつきましては、先ほどの生活支援コーディネーターとは別に1名職員を増員するように普通のセンターとは別に委託契約をしている。

基本が3専門職種、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、これを1名ずつ配置するというのが国の基準。東大阪市でもそれに準じて、かつもう一人介護保険専門員も配置。国よりも手厚くしている。4人が配置されているところに、高齢者数の多いセンターにつきましてはもう1人追加して配置する委託内容。コーディネーターを合わせると、国の基準が3人で東大阪市は1名上乗せして4名、コーディネーターで1名足して5名、盾津校区につきましてはもう1名追加して6名という配置になっている。

(委員)

介護の対象にならない人たちにもケアが必要な方も 65 歳以上の方が増えてきて、できるだけ現場の方に行く人を増やして欲しいと思い、このような形は良かった。

(委員長)

29 年からの介護予防日常生活総合事業についてポイントなどを事業者の側から個々に注目してご理解いただきたいことがあれば意見がほしい。

(委員)

総合事業という考え方に住み慣れた地域で安心して暮らせるという中で、事業所だけでなく地域も一緒に支えていく。一つの事業になると色々な要件が課せられてくる。当然それに対する給付もあるが、給付を満たすための要件として、要件には満たないが必要な関わり方を続けられるような柔軟さもあればいいのかと思う。行政の方できめ細かく対応していただきたいですし、今回のこの事業というのは地域の方が主体になっていくというところが 1 番大きなところ、バックアップができるような仕組みを。これから色々な課題が見えてくるので、行政の力が大事。地域の方が頑張れるということが大事なのかなと思う。

(委員長)

要支援 1・2 の方は今まで通りホームヘルパーを利用でき、かつ今まで通り通所介護、デイサービスを利用できるということで良いか。

(事務局)

今回要支援 1・2 の方を対象としたこれまでの介護予防サービスおよび訪問介護と通所介護が市の基準へと移りますが、市の基準の中で国基準と同じものを設けている。色々な状態がございますので、多様な類型の中でその方に応じたサービスを受けていただければと考えている。

(委員長)

地域包括で介護予防ケアマネジメントを行うが、その方に必要なサービスという観点から、従来のホームヘルパーではなくて助け合いのサービスで市民のボランティアの方の見守りでいいのではないかというアセスメント、プランニングはありえるのか。

(事務局)

国基準のこれまでのサービス、生活援助サービスと言いまして、事業者が主に担っていただくことを想定しているが、例えば、ヘルパー資格ではなくて、指導研修受講者が身体介護ではなく、家事援助、ご入浴の介助とかはないが、お掃除や洗濯などで足りる方については、生活援助サービスで対応できるというふうなこともあると思う。ケアマネージャーがその説明をする中でその方の希望も聞きながら、サービス認定というところも考えている。生活援助サービスというのはニーズとしましては大きいのかなと

考えている。

(委員長)

29年4月から新しいサービスが加わりますが、地域包括で介護予防ケアマネジメントが、一方的なマネジメント、アセスメントでプラン内容の変更がないように、利用者の方とアセスメントの内容で共有しながら適切なサービスだったりが可能となるように。

(委員)

これからは、まちづくり・助け合い、やっていくとまちづくりになっていきます。福祉サイド、そこにあったまちづくり、これから展開していったらいいと思う。

(委員長)

行政でしていくというよりは、市民ベース、提案していただいてこれを認めていくような方向性が大切かもしれない。最後に大阪市など、大阪府下の市町村の調査がありました。子どもの貧困の問題について。

(委員)

ひとり親だとかそういうとこだけでなく、できれば調査票の検討、アンケートの実施等については、検討いただければありがたいのかなというふうに思う。

(委員長)

ぜひとも見えない部分についてもしっかりと光が当たるような調査をしてもらいたい。子どもの貧困の問題は、生活保護との見直しの論点として、貧困の再生産についてなんとか歯止めをかけられないかというところから議論が始まっていたと思います。就学前の部分もしっかりと支えていく仕組みをご検討いただき、ひとり親だけではないということも理解いただいて検討いただきたいと思う。

(委員)

子どもすこやか部の方が担われるということ、教育委員会も大変だとは思いますが、福祉サイドとスムーズな展開がしていけるように改めてこの場でご協力を進めていっていただきたいというふうに考えている。

(委員長)

子育て会議で教育委員会と子どもすこやか部とで見解ができていますので、相方が協力して対応していかなければというふうに思う。

(事務局)

児童福祉施設の整備についての報告

(委員長)

これにつきましてはご報告とさせていただきます。事務局におかれまして

は、今日の意見について参考にしていただき、今後の施策に少しでも反映  
できますよろしくようお願いします。

(部長挨拶)

閉会のあいさつ。